

島根県医療介護連携 I T システム構築支援事業実施要綱

1 目的

この事業は、病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション等の医療関係機関、居宅支援事業所、老人保健施設、老人福祉施設等の介護関係施設、地域包括支援センター、介護保険者等の介護関係機関を繋ぐしまね医療情報ネットワーク（以下「まめネット」という。）上で稼働する、圏域内及び圏域を越えた医療関係機関、介護関係施設、介護関係機関の連携のためのアプリケーションの整備等を支援することにより、迅速かつ円滑な医療連携、医療介護連携の一層の促進と、県民に対する効率的かつ効果的な医療提供体制の充実を図ることを目的とする。

2 システム構成

本事業のシステム構成は次のとおりとする。

(1) ネットワーク基盤

個人情報を含む医療情報を医療関係機関の間で安全に伝送できる「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」（令和5年5月、厚生労働省）に定める基準に準拠した通信基盤（以下「ネットワーク基盤」という。）とする。

(2) 基本システム

前号の基盤上に構築するポータルサイト、ユーザー認証、患者 I D 連携機能等からなる医療連携の基本となるシステム（以下「基本システム」という。）とする。

(3) 連携アプリケーション

診療情報共有システム、在宅医療多職種連携システム等、ネットワーク基盤及び基本システム（以下「基盤等」という。）の上で稼働する医療連携、医療介護連携を促進するアプリケーション（以下「連携アプリケーション」という。）とする。

3 実施方針

(1) 医療連携 I T 推進にかかる協議会

県は、医療介護関係者からなる協議の場（以下「協議会」という。）を設け、基盤等の運営ルールや連携アプリケーションの広域調整、医療連携 I T の推進方策等の検討を行い、医療関係者の意見に沿って適切に事業を実施するものとする。

(2) 基盤等の整備・運営

- ① 基盤等を整備・運営する者（以下「基盤等運営主体」という。）は、協議会で定める。
- ② 基盤等運営主体は、協議会の意見等を踏まえて基盤等の整備・運営を行うものとする。

(3) 連携アプリケーションの整備・運営

- ① 連携アプリケーションを整備する者（以下「連携アプリケーション整備主体」という。）は、整備しようとする連携アプリケーションの整備計画について予め協議

会の承認を得なければならない。

- ② 連携アプリケーション整備主体は、協議会の意見等を踏まえて連携アプリケーションの整備・運営を行うものとする。
- ③ 連携アプリケーション整備主体のうち県の補助を得ようとする者は、①の承認を得る前に、圏域内の医療関係者と協議する場を設け、連携アプリケーションの仕様、運用等を協議するものとする。ただし、地域の事情により、圏域内での協議が適当でない場合は、協議する地域の範囲を変更することができる。

4 経費の支援

- (1) 県は、基盤等運営主体に対し、基盤等の整備及び運営に要する経費を予算の範囲内で補助するものとする。
- (2) 県は、地域医療再生計画期間中及び医療介護総合確保促進法に基づく島根県計画期間中に連携アプリケーションを整備する者に対し、連携アプリケーションの整備に要する経費を予算の範囲内で補助するものとする。
- (3) 県は、医療介護総合確保促進法に基づく島根県計画期間中に連携アプリケーションとの情報連携のために自施設のシステム改修等を行う医療機関、介護関係施設、介護関係機関等に対し、改修等に要する経費を予算の範囲内で補助するものとする。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。